

東京医療保健大学学則

第1章 総則

(本学の建学の精神・理念・目的)

第1条 本学は、教育基本法に基づき学校教育法の定める大学として、また私立学校法に従い、知識社会が実現すると予想される21世紀において、建学の精神である「科学技術に基づく正確な医療保健の学問的教育・研究及び臨床活動」、「寛容と温かみのある人間性と生命に対する畏敬の念を尊重する精神」に則り、医療分野において特色ある教育研究を実践することで、時代の求める豊かな人間性と教養を備え、これからの社会が抱える様々な課題に対して、新しい視点から総合的に探求し解決することの出来る人材の育成を目的とする。

(医療保健学部の理念・目的)

第1条の2 医療保健学部看護学科、医療栄養学科及び医療情報学科を設置し、医療保健学部においては「ますます高度化する医療保健活動に対応し、グローバルな視点で活動できる高度な知識・技術を持った専門職の育成」、「医療保健活動のチーム化を踏まえ、他の専門職と協調して医療保健活動を遂行できる人材の育成」及び「医療保健活動の原点とも言うべき「現場」に興味を持ち、「現場」を愛する専門職の育成」を図るとともに、「教育研究成果のエッセンスを相互に提供し合うことで幅広い視野を持った専門職及びチーム医療人として協調・協力が出来る人材の育成」を図る。

(医療保健学部看護学科の理念・目的)

第1条の3 医療保健学部看護学科においては、「新しい時代のニーズに対応した看護師及び保健師の養成」、「本学の教育環境を活かした、医療現場におけるチーム医療の中核として活躍できる人材の育成」及び「看護師に必要不可欠な幅広い人間観を有する専門職の養成」を図る。

(医療保健学部医療栄養学科の理念・目的)

第1条の4 医療保健学部医療栄養学科においては、「新しい時代のニーズに合った医療を意識した管理栄養士の養成」、「栄養学分野の高度専門職として、チーム医療において他の関連専門職とともに的確に責務を果たせる栄養サポートチームの中核として活躍できる人材の育成」及び「人間存在の根源的問題である「食」に取り組むために必要不可欠な幅広い人間観を有する専門職の養成」を図る。

(医療保健学部医療情報学科の理念・目的)

第1条の5 医療保健学部医療情報学科においては、「医療現場を理解することで、病院等の現場及び医療・健康に関する企業等で、情報技術の専門職として活躍できる人材の育成」及び「医療保健の専門職に必要な不可欠な幅広い人間観を有する専門職の養成」を図る。

(東が丘看護学部の理念・目的)

第1条の6 東が丘看護学部に看護学科を設置し、「変化する時代を幅広く見据えながら、専門職として自律性を持ち、臨床判断し、確かな看護の実践能力をもって発展的に未来の看護を創造しうる看護職の育成」を図るとともに、「臨床に強い高度医療に対応した、高度な看護実践能力を身につけた看護職の育成」、「自分で考え、判断し、行動できる自律した看護職の養成」及び「医療現場でチーム医療の中心的存在となり、コーディネーター役を果たせる看護職の育成」を図る。

(名称)

第2条 本学は、東京医療保健大学と称する。

(位置)

第3条 本学は、東京都品川区東五反田四丁目1番17号、東京都世田谷区世田谷三丁目11番3号及び東京都目黒区東が丘二丁目5番1号に設置する。

第2章 自己評価及び第三者評価等

(自己点検・評価)

第4条 本学は、教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 本学に自己点検・評価を行うため、東京医療保健大学自己点検・評価委員会を独立した特別委員会として設置する。

3 自己点検・評価に関する事項は別に定める。

(第三者評価)

第5条 自己点検・評価報告書を、一定の期間ごとに作成し、文部科学大臣の認証を受けた「認証評価機関」の評価を受ける。

(情報の積極的な公開)

第6条 本学は、大学経営の透明性を高め社会に対する説明責任を果たすため、学内における教育研究活動の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を公開する。

第3章 学科、定員及び修業年限

(学部及び学科)

第7条 本学に医療保健学部及び東が丘看護学部を設け、次の学科を置く。

医療保健学部 看護学科、医療栄養学科、医療情報学科。

東が丘看護学部 看護学科。

(学生定員)

第8条 本学の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学部及び学科名		入学定員	収容定員
医療保健学部	看護学科	100 名	400 名
	医療栄養学科	100	400
	医療情報学科	80	320
	計	280	1,120
東が丘看護学部	看護学科	100	400
	合計	380	1,520

(修業年限及び在学年限)

第9条 本学の修業年限は4年とする。在学期間は、8年を超えることはできない。ただし、編入学、転入学及び再入学した者はその者が在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第4章 教育課程

(授業科目の設置等)

第10条 医療保健学部及び東が丘看護学部、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を置く。

2 医療保健学部の授業科目は、「いのち・人間の教育分野（全学科共通）」、「医療のコラボレーション教育分野（全学科共通）」及び「専門職の教育分野（各学科毎）」で構成する。

3-(1) 東が丘看護学部(平成23年度入学生まで適用)

東が丘看護学部の授業科目は、「基礎分野（人間理解と自然科学）」、「専門基礎分野（健康問題の解決）」及び「専門分野（あらゆる状況の対象への看護とキャリア開発）」で構成する。

3-(2) 東が丘看護学部(平成24年度入学生から適用)

東が丘看護学部の授業科目は、「基盤分野」、「専門基礎分野」及び「専門分野」で構成する。

(授業科目の種類及び単位等)

第11条 前条の授業科目の種類及び単位等は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

(単位の算定基準)

第12条 1単位の授業科目は、45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業における教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験及び実習については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、その学修の成果を考慮して単位数を定めることがある。

(授業時間)

第13条 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別な必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の

期間において授業を行うことがある。

(履修単位の認定)

第14条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。ただし、試験は論文、実技、平素の成績等によってこれに代えることがある。

(成績の評価)

第15条 授業科目の試験の成績は、A、B、C、Dの評語で表し、C以上を合格とし、Dは不合格とする。

第5章 履修・卒業・国家試験受験資格

(医療保健学部の卒業要件)

第16条 医療保健学部学生の卒業要件は、授業科目の区分ごとに定める最低履修単位数を満たすとともに、別に定める履修規程に従って履修し、合計126単位以上を修得しなければならない。

2 前項の授業科目の区分ごとに最低履修単位数は、各学科により、以下のとおりとする。

(1)-1 看護学科 (平成20年度入学生まで適用)

「いのち・人間の教育分野」については16単位、「医療のコラボレーション教育分野」については16単位、「専門職の教育分野」については88単位、上記3分野からの選択科目6単位の合計126単位以上とする。

(1)-2 看護学科 (平成21年度入学生及び平成22年度入学生限り適用)

「いのち・人間の教育分野」については16単位、「医療のコラボレーション教育分野」については16単位、「専門職の教育分野」については87単位、上記3分野からの選択科目7単位の合計126単位以上とする。

(1)-3 看護学科 (平成23年度入学生限り適用)

「いのち・人間の教育分野」については16単位、「医療のコラボレーション教育分野」については16単位、「専門職の教育分野」については83単位、上記3分野からの選択科目11単位の合計126単位以上とする

(1)-4 看護学科 (平成24年度入学生から適用)

「いのち・人間の教育分野」については12単位、「医療のコラボレーション教育分野」については18単位、「専門職の教育分野」については83単位、上記3分野からの選択科目13単位の合計126単位以上とする。

(2)-1 医療栄養学科 (平成22年度入学生まで適用)

「いのち・人間の教育分野」については18単位、「医療のコラボレーション教育分野」については16単位、「専門職の教育分野」については76単位、上記3分野からの選択科目16単位の合計126単位以上とする。

(2)-2 医療栄養学科 (平成23年度入学生限り適用)

「いのち・人間の教育分野」については18単位、「医療のコラボレーション教育分野」については19単位、「専門職の教育分野」については76単位、上記3分野からの選択科目13単位の合計126単位以上とする。

(2)-3 医療栄養学科 (平成24年度入学生から適用)

「いのち・人間の教育分野」については14単位、「医療のコラボレーション教育分野」については20単位、「専門職の教育分野」については76単位、上記3

分野からの選択科目 16 単位の合計 126 単位以上とする。

(3)-1 医療情報学科（平成 18 年度及び 20 年度入学生に適用）

「いのち・人間の教育分野」については 18 単位、「医療のコラボレーション教育分野」については 16 単位、「専門職の教育分野」については 71 単位、上記 3 分野からの選択科目 21 単位以上の合計 126 単位以上とする。

(3)-2 医療情報学科（平成 19 年度入学生に適用）＜削除、21.4.1 附則第 2 項＞

「いのち・人間の教育分野」については 18 単位、「医療のコラボレーション教育分野」については 16 単位、「専門職の教育分野」については 73 単位、上記 3 分野からの選択科目 19 単位以上の合計 126 単位以上とする。

(3)-3 医療情報学科（平成 21 年度入学生及び平成 22 年度入学生限り適用）

「いのち・人間の教育分野」については 18 単位、「医療のコラボレーション教育分野」については 16 単位、「専門職の教育分野」については 69 単位、上記 3 分野からの選択科目 23 単位以上の合計 126 単位以上とする。

(3)-4 医療情報学科（平成 23 年度入学生限り適用）

「いのち・人間の教育分野」については 18 単位、「医療のコラボレーション教育分野」については 19 単位、「専門職の教育分野」については 69 単位、上記 3 分野からの選択科目 20 単位以上の合計 126 単位以上とする。

(3)-5 医療情報学科（平成 24 年度入学生から適用）

「いのち・人間の教育分野」については 12 単位、「医療のコラボレーション教育分野」については 20 単位、「専門職の教育分野」については 69 単位、上記 3 分野からの選択科目 25 単位以上の合計 126 単位以上とする。

（東が丘看護学部の卒業要件）

第 16 条の 2 東が丘看護学部学生の卒業要件は、授業科目の区分ごとに定める最低履修単位数を満たすとともに、別に定める履修規程に従って履修し、合計 129 単位以上を修得しなければならない。

2 前項の授業科目の区分ごとの最低履修単位数は、以下のとおりとする。

(1)-1 看護学科（平成 23 年度入学生まで適用）

「基礎分野（人間理解と自然科学）」については 11 単位、「専門基礎分野（健康問題の解決）」については 25 単位、「専門分野（あらゆる状況の対象への看護とキャリア開発）」については 75 単位、上記 3 分野からの選択科目 18 単位の合計 129 単位以上とする。

(1)-2 看護学科（平成 24 年度入学生から適用）

「基盤分野」については 16 単位、「専門基礎分野」については 30 単位、「専門分野」については 78 単位、上記 3 分野からの選択科目 5 単位の合計 129 単位以上とする。

（国家試験受験資格）

第 17 条 医療保健学部看護学科及び東が丘看護学部看護学科並びに医療保健学部医療栄養学科の卒業要件を満たした者は、次の国家試験の受験資格を取得できるものとする。

(1) 医療保健学部看護学科

看護師国家試験受験資格取得のために必要となる単位を取得した者 看護師
保健師国家試験受験資格取得のために必要となる単位を取得した者 保健師

(2) 東が丘看護学部看護学科

看護師国家試験受験資格取得のために必要となる単位を取得した者 看護師

(3) 医療保健学部医療栄養学科

管理栄養士国家試験受験資格取得のために必要となる単位を取得した者
管理栄養士

(教育職員免許状の資格取得)

第17条の2 第10条及び第11条に定める単位を修得した上、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所定の科目を履修し、その単位を修得した者は、次の教育職員免許状の資格を取得することができる。

学部	学科	教育職員免許状の種類
医療保健学部	看護学科	養護教諭一種免許状 養護教諭二種免許状
	医療栄養学科	栄養教諭一種免許状
東が丘看護学部	看護学科	養護教諭二種免許状

(他の大学又は短期大学等における授業科目の履修等)

第18条 教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学等において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことがある。

2 前項に基づき、本学と単位互換協定を結んだ他の大学で単位互換履修生等として授業科目を履修し修得した単位について、前項の60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

3 第1項の規定は、外国の大学へ留学する場合についても準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第19条 教育上有益と認めるときは、学生が行う大学以外の教育施設等における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることがある。

2 前項により与えることができる単位数は、前条により大学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第20条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学等において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことがある。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に前条第1項に規定する学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることがある。

3 前2項により修得したものとみなし、別に定めるところにより単位を与えることのできる単位数は、編入学・転入学等の場合を除き、本学において取得した単位以外のものについては、第14条及び第15条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(卒業及び学位授与)

第21条 本学に4年以上在学し、第13条による所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得した者を卒業とし、学士の学位を授与する。

(学位の種類)

第22条 本学を卒業した者には、学士の学位を授与し、学位記に専攻分野を次のとおり付記する。

- (1) 医療保健学部看護学科及び東が丘看護学部看護学科：学士（看護学）。
- (2) 医療保健学部医療栄養学科：学士（医療栄養学）。
- (3) 医療保健学部医療情報学科：学士（医療情報学）。

第6章 学年・学期・休業

(学年)

第23条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(学期)

第24条 学年を分けて次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第25条 本学における休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日。
 - (2) 土曜日。
 - (3) 国民の祝日に関する法律に規定する休日。
 - (4) その他理事長が指定した日。
- 2 必要であると認める場合は、前項の定めにかかわらず、臨時に休業日を設け、又は休業日を変更することがある。

第7章 入学・休学・復学・留学・編入・転入学・再入学・転学科・退学及び除籍

(入学の時期)

第26条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第27条 入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者。
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者。
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者。
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者。
- (5) 文部科学大臣の指定した者。
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）。
- (7) 本学において、相当の年令に達し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者。

(入学志願手続き)

第28条 入学志願者は、本学所定の入学願書に所定の検定料及び別に定める書類を添え、願い出ねばならない。

(入学者の選考)

第29条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続き)

第30条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、直ちに保証人を定め、別に定める所定の手続きをしなければならない。

(入学許可)

第31条 前条の入学手続きを完了した者には入学を許可する。

(休学)

第32条 学生が疾病その他やむを得ない事由によって2ヶ月以上修学することができないときは、その事由を示す書面を添え、保証人と連署して願い出て休学することができる。

- 2 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、新たに休学願いを提出し、休学期間を延長することができる。
- 3 休学期間は、通算して4年を超えることができない。
- 4 休学期間は、第9条の在学期間には算入しない。
- 5 休学期間については、別に定めるところにより学費を減額する。

(復学)

第33条 休学者が復学しようとするときは、保証人と連署の復学願いを提出し、許可を受けなければならない。

(留学)

第34条 外国の大学で学修することを希望する者は、許可を得て留学することができる。

- 2 前項の許可を得て留学した期間は、在学期間を含めることができる。

(編入・転入学・再入学)

第35条 次の各号の一に該当する者で、本学への入学を志望するものがあるときは、選考のうえ、相当年次に入学を許可することがある。

- (1) 大学を卒業した者又は退学した者。
- (2) 短期大学、高等専門学校等を卒業した者。
- (3) 本学の退学者又は卒業生で再び入学を願い出た者。

- 2 前項により入学を許可された者のすでに履修した授業科目及び単位数並びに在学すべき年数については、その取り扱いを別に定めることとする。

(転学科)

第36条 本学の他学科への転学科を志望するものがあるときは、選考のうえ、相当年次に転学科を許可することがある。

- 2 前項により転学科を許可された者のすでに履修した授業科目及び単位数並びに在学すべき年数については、その取り扱いを別に定めることとする。

(他大学への転学)

第37条 本学から他大学に転学しようとする者は、事由を記して願い出て許可を得なければならない。

(退学)

第38条 疾病その他の事由により退学しようとするときは、保証人と連署の退学願いを提出し、許可を受けなければならない。

(除籍)

第39条 次の各号の一に該当するものは除籍する。

- (1) 学費を滞納し督促を受けても納入しない者。
- (2) 在学年数8年を超えた者。
- (3) 休学期間満了になっても復学願を提出しない者。
- (4) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者。

第8章 検定料・学費及び諸納金

(学費及び諸納金)

第40条 医療保健学部及び東が丘看護学部の検定料は別表第4、医療保健学部及び東が丘看護学部の入学金、授業料、施設費、維持費、実験実習費及び諸納金は別表第5に定めるとおりとする。なお、その納入については、別に定める規程によるものとする。

- 2 助産学専攻科の検定料、学費及び諸納金は、別表第6に定めるとおりとする。
- 3 医療保健学部及び東が丘看護学部の科目等履修生及び研究生の学費については、別表第7及び別表第8に定めるとおりとする。
- 4 休学・復学・停学等の場合の授業料等については別に定めるものとする。

(学費等の返還制限)

第41条 一度納入した検定料、学費及び諸納金はこれを返還しない。

第9章 助産学専攻科

(目的及び構成)

第42条 本学に、助産学専攻科(以下「専攻科」という。)を置く。

- 2 専攻科に専攻科長を置き、医療保健学部看護学科長をもって充てる。
- 3 専攻科は、助産師として周産期のみならずライフサイクル全般にある女性、乳幼児、家族、地域社会を対象に、全ての女性に寄り添い、女性の内なる力を信じ、人間性を重視したケア・支援を行う専門職の育成を行うとともに、特に、問題解決能力、判断力及び実践力を基盤にし、そのスキルをもって母子保健の向上に貢献できる助産師の育成を目的とする。

- 4 専攻科の入学定員は、次のとおりとする。

専攻科	入学定員
助産学専攻科	15名

(修業年限及び在学年限)

第43条 専攻科の修業年限は、1年とする。

- 2 専攻科の学生は、2年を超えて在学することができない。

(入学資格)

第44条 専攻科に入学することができる者は、第1号に規定する者で、第2号以下のいずれかに該当する者とする。

- (1) 看護師資格を有する女子。
- (2) 大学を卒業した者。
- (3) 学校教育法第 104 条第 4 項の規定により学士の学位を授与された者。
- (4) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者。
- (5) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者。
- (6) 我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設にあって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者。
- (7) 専修学校の専門課程(修業年限が 4 年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者。
- (8) 文部科学大臣の指定した者(昭和 28 年文部省告示第 5 号)。

(編入学、転入学及び再入学)

第 4 5 条 専攻科への編入学、転入学及び再入学は、これを認めない。

(教育課程及び履修方法等)

第 4 6 条 専攻科の授業科目及びその単位数並びに履修方法等については、別表第 3 のとおりとする。ただし、特別の必要がある場合は、臨時に授業科目を開設することがある。

- 2 前項に規定するものの他、履修方法等について、第 12 条(単位の算定基準)第 1 項、第 14 条(履修単位の認定)及び第 15 条(成績の評価)を準用する。

(修了)

第 4 7 条 本学の専攻科に 1 年以上在学し、別に定めるところにより 34 単位以上を修得した学生については、学長が修了を認定する。

(修了の認定等)

第 4 8 条 学長は、前条の規定により、修了を認定された者に、修了証書を授与する。

(助産師国家試験受験資格)

第 4 9 条 専攻科の修了を認定された者は、助産師国家試験の受験資格を取得できるものとする。

(規定の準用)

第 5 0 条 専攻科については、この章に定めるもののほか、第 23 条(学年)、第 24 条(学期)、第 25 条(休業)、第 26 条(入学の時期)、第 28 条(入学志願手続き)、第 29 条(入学者の選考)、第 30 条(入学手続き)、第 31 条(入学許可)、第 32 条(休学)、第 33 条(復学)、第 38 条(退学)、第 39 条(除籍)、第 40 条(学費及び諸納金)及び第 41 条(学費等の返還制限)の規定を準用する。ただし、第 32 条第 2 項から第 4 項及び第 39 条第 2 号は、準用しない。

- 2 前項により規定を準用する条文中「本学」とあるのは「本学助産学専攻科」と、「学生」とあるのは「本学助産学専攻科学生」と読み替えるものとする。

第 1 0 章 職員組織

(職員構成)

第 5 1 条 本学職員の構成は、次のとおりとする。

学長、副学長、学部長、学科長、図書館長。

大学経営会議室長、事務局長、部長、センター長、次長、課長、係長、主任。
教育職員（教授、准教授、講師、助教、助手）。

事務職員。

その他、必要に応じて役職者を置く。

（学長）

第51条の2 学長は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第92条第3項に基づき校務をつかさどり、職員を統督する。

2 学長に関し必要な事項は、別に定める。

（副学長）

第51条の3 本学に、副学長を置く。

2 副学長は、学長の職務を助ける。

3 副学長に関し必要な事項は、別に定める。

（学部長）

第51条の4 学部に、学部長を置く。

2 学部長は、学長の命を受け、当該学部の運営に関する校務をつかさどる。

3 学部長に関し必要な事項は、別に定める。

（学科長）

第51条の5 学科に、学科長を置く。

2 学科長は、学部長の命を受け、当該学科の運営に関し、総括し、調整する。

3 学科長に関し必要な事項は、別に定める。

（図書館長）

第51条の6 図書館に、館長を置く。

2 図書館長は、学長の命を受け、図書館の運営に関する校務をつかさどる。

3 図書館長に関し必要な事項は、別に定める。

（大学経営会議室長）

第51条の7 本学に、大学経営会議室長を置く。

2 大学経営会議室長は、大学経営会議室の事務を総括する。

（事務局長）

第51条の8 本学に、事務局長を置く。

2 事務局長は、事務局の事務を掌理する。

第11章 大学経営会議

（大学経営会議の設置及び組織）

第52条 大学経営に関する重要な事項を審議するため大学経営会議を置く。

2 大学経営会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1)理事長。

(2)理事及び評議員の中から理事長が指名する者7名。

(3)教授会構成員の中から及び学長・副学長を含め理事長が指名する者6名。

3 理事長は大学経営会議議長となる。

4 大学経営会議の事務局として、大学経営会議室を置く。

5 大学経営会議の運営は、これを別に定める。

6 大学経営会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 中長期計画の策定に関する事項。
- (2) 学則その他重要な規則の制定改廃に関する事項。
- (3) 大学予算案の作成及び決算処理の方針に関する事項。
- (4) 教員人事に関する事項。
- (5) 学部・学科その他重要な施設・組織の設置改廃に関する事項。
- (6) 学生の定員に関する事項。
- (7) その他、全学に関する重要な事項及び理事会の諮問に関する事項。

(学長選考委員会の設置と組織)

第53条 大学に大学経営会議の諮問機関として学長選考委員会を置く。

- 2 学長選考委員会は、大学経営会議の諮問を受け学長の選考・解任について審議し、理事長に答申する。
- 3 学長選考委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 理事・評議員の中から選出された者3名
 - (2) 教授会構成員の中から選出された者2名

第12章 学科長会議

(学科長会議等の設置及び組織等)

第54条 医療保健学部及び東が丘看護学部の教学上の重要事項の企画・審議並びに連絡・調整を行い大学経営会議に提案するために医療保健学部学科長会議及び東が丘看護学部運営会議を置く。

- 2 医療保健学部学科長会議は、学長、副学長、学部長、学科長、大学経営会議室長、事務局長等をもって組織する。
- 3 東が丘看護学部運営会議は、副学長、学部長、学科長、専任教授若干名等をもって組織する。
- 4 医療保健学部学科長会議及び東が丘看護学部運営会議の運営は、これを別に定める。
- 5 医療保健学部学科長会議及び東が丘看護学部運営会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1) 年度計画に関する事項のうち、教育研究に関するもの。
 - (2) 学則(教育研究に関する部分に限る)その他教育研究に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項。
 - (3) 教員人事に関する事項。
 - (4) 学生の円滑な就学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項。
 - (5) 学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項。
 - (6) 各学科間の教育研究に係る連絡及び調整。
 - (7) 学長選考委員の選出に関する事項。
 - (8) その他教育研究に関する重要事項。

第13章 教授会

(教授会の設置及び組織等)

第55条 教学上の重要事項を審議するため教授会を置く。

- 2 教授会は、学部長、学科長、専任の教授をもって組織し、学長及び副学長は必要に応じて出席することができる。
- 3 教授会の運営は、これを別に定める。
- 4 教授会は、次の事項を審議する。
 - (1) 入学・休学・復学・留学・編入学・転入学・再入学・転学科・転学・退学及び除籍。
 - (2) 教育課程及び試験に関する事項。
 - (3) 学生の補導及び賞罰に関する事項。
 - (4) 研究及び教育に関する事項。
 - (5) 教授会の運営に関する事項。
 - (6) その他教育及び研究上必要な事項。

第14章 図書館

(図書館)

第56条 本学に図書館を置き、学生、職員、卒業生及び特に許可したものに利用させる。

- 2 図書館の組織及び運営に関し必要な事項は、これを別に定める。

第15章 研究所

第57条 本学に東京医療保健大学総合研究所を置く。

- 2 東京医療保健大学総合研究所の組織及び運営に関し必要な事項は別に定める。

第16章 厚生施設

(保健室及び厚生施設)

第58条 本学に保健室その他の厚生施設を設ける。

第17章 科目等履修生、外国人留学生、研究生

(科目等履修生)

第59条 本学は、本大学の学生以外の者が授業科目の履修を願い出たときは、当該学部等の教育に支障のない限り、選考の上、科目等履修生として許可することができる。

- 2 科目等履修生に関する規程は、これを別に定める。

(外国人留学生)

第60条 外国人で大学における教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として、入学を許可することができる。

(研究生)

第61条 本学において、特定の専門事項について研究することを希望する者があるときは、各学部の教育研究に支障のない限り、選考の上、これを許可することができる。

- 2 研究生に関する規程は、これを別に定める。

(準用)

第62条 本章に定めるほか、科目等履修生、外国人留学生及び研究生については本学

則の規定を準用する。ただし、第9条（修業年限及び在学年限）、第16条（医療保健学部の卒業要件）、第16条の2（東が丘看護学部の卒業要件）、第17条（国家試験受験資格）及び第18条（他の大学又は短期大学等における授業科目の履修等）は、適用しない。

第18章 賞罰

（表彰）

第63条 学業優秀、品行方正、課業精勤な者に対しては、卒業に際し、理事長賞、学長賞を授与する。また、学生の模範とするに足る者があるときは、これを表彰する。

（懲戒）

第64条 本学の学則または訓育の主旨に違背した学生に対し必要があると認めるときは、懲戒する。

- 2 前項に規定する懲戒の種類は、訓戒、停学及び退学とする。
- 3 前項に規定する退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。
 - (2) 学業成績不良で改善の見込みがないと認められた者。
 - (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者。

第19章 公開講座

（公開講座の設置等）

第65条 本学に公開講座を設けることがある。公開講座についてはその都度細目を定めてこれを実施する。

第20章 大学開放及び生涯学習事業

（大学開放）

第66条 本学は、施設設備の社会への開放をはじめ、人材を含めその知的財産を広く社会に還元する。

- 2 本学は、教育研究上の支障のない限りにおいて、その教育研究施設及び設備を積極的に開放する。

（生涯学習事業）

第67条 本学は医療・健康・保健に関する公開講座・公開講演会等を開催し、それを広く社会に公開し、また本学が保持している情報の提供により地域社会への貢献を積極的に行う。

第21章 細則

（細則）

第68条 本学則施行についての細則その他必要な事項は別に定める。

附則

本学則は平成17年4月1日から施行する。

附則

本学則は平成17年5月26日から施行する。

附則

本学則は平成17年11月9日から施行する。

附則

本学則は平成18年3月24日から施行する。

附則

本学則は平成18年5月29日から施行する。

附則

本学則は平成19年4月1日から施行する。

附則

本学則は平成20年4月1日から施行する。

附則

1. 本学則第11条に定める別表第1のうち、「1-1. 医療保健学部 看護学科（平成20年度入学生まで適用）」及び第16条第2項のうち「(1)-1 看護学科（平成20年度学生まで適用）」については、平成20年度入学生の卒業をもって削除する。
2. 本学則は平成21年4月1日から施行する。

附則

1. 本学則第11条に定める別表第1のうち、「2-1. 医療保健学部 医療栄養学科（平成18年度及び19年度入学生に適用）」「2-2. 医療保健学部 医療栄養学科（平成20年度入学生に適用）」については、各年度の入学生の卒業をもって削除する。
2. 本学則第11条に定める別表第1のうち、「医療保健学部 医療情報学科の3-1. 3-2. 3-3.」については、各適用年度の学生の卒業をもって削除する。
また、第16条第2項(3)-1（平成18年度及び20年度入学生に適用）、(3)-2（平成19年度入学生に適用）については、各適用年度の学生の卒業をもって削除する。
3. 本学則は平成21年4月1日から施行する。

附則

1. 本学則は平成22年4月1日から施行する。
2. 第3条（位置）中、「東京都目黒区東が丘二丁目5番23号」は、平成24年3月31日までとし、平成24年4月1日以降は「東京都目黒区東が丘二丁目5番1号」とする。

附則

1. 本学則第11条に定める別表第1のうち、「1-2. 医療保健学部 看護学科（平成21年度入学生限り適用）」については、平成21年度入学生の卒業をもって削除する。
2. 本学則第11条に定める別表第1のうち、「2-3. 医療保健学部 医療栄養学科（平成21年度入学生限り適用）」については、平成21年度入学生の卒業をもって削除する。
3. 本学則第11条に定める別表第1のうち、「3-4. 医療保健学部 医療情報学科（平成21年度入学生限り適用）」については、平成21年度入学生の卒業をもって削除する。
4. 本学則は平成22年4月1日から施行する。

附則

1. 本学則は平成22年10月20日から施行する。

附則

1. 本学則第11条に定める別表第1のうち、「1-3. 医療保健学部 看護学科（平成22

年度入学生限り適用)」については、平成 22 年度入学生の卒業をもって削除する。

2. 本学則は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1. 本学則は平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附則

1. 本学則は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

2. 本学則第 17 条（国家試験受験資格）第 2 号に定める東が丘看護学部看護学科のうち、平成 23 年度までの入学生については、次のとおり読み替えるものとする。

看護師国家試験受験資格取得のために必要となる単位を取得した者 看護師

保健師国家試験受験資格取得のために必要となる単位を取得した者 保健師

3. 本学則第 47 条（修了）に定める助産学専攻科の単位数のうち、平成 23 年度入学生については、次のとおり読み替えるものとする。

本学の専攻科に 1 年以上在学し、別に定めるところにより 39 単位以上を修得した学生については、学長が修了を認定する。

別表第 1 ～ 別表第 2 （略）